

入札説明書

借入物件名

医薬品等申請・審査システムに係る機器一式の借入れ

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 別紙 仕様書
 - ・ 別添1 機器性能条件表
 - ・ 別添2 機器等初期設定等作業明細
 - ・ 別添3 システム構成
 - ・ 別添4 機器等保守業務明細
 - ・ 別添5 賃貸借契約書（案）
 - ・ 別添6 入札参加資格審査申請書作成要領
 - ・ 様式1 入札参加資格審査申請書
 - ・ 様式2 機器等明細書
 - ・ 様式3 性能条件表
 - ・ 様式4 納入実績表
 - ・ 様式5 保守体制
 - ・ 別添7 入札（契約）保証金について
 - ・ 様式6 入札書
 - ・ 様式7 委任状
 - ・ 様式8 見積書

愛媛県

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

医薬品等申請・審査システムに係る機器一式の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

医薬品等申請・審査システムに係る機器一式

（医薬品申請・審査システム（Pegasus）専用端末用パソコン 1 台、レーザープリンタ 1 台、その他周辺機器一式、ソフトウェア一式、使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、初期設定、教育、撤去、保守等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

別紙「医薬品等申請・審査システムに係る機器一式」仕様書による。

(4) 借入期間

令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

(5) 借入場所

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課内

(6) 入札方法

入札金額は、1 月あたりの借入代金を記載すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29～31 年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 3 の (5) に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 平成 29～31 年度競争入札参加資格審査申請書の様式第 3 号競争入札に参加を希望する営業種別の詳細の営業種別に「1 文具・事務用機器類」営業種目に「04 事務機器」又は、営業種別に「9 その他」営業種目に「20 レンタル・リース」又は「21 情報処理」を記載した者であること。
- (6) この公告に示された物品を適切に貸与できる体制を有することを、入札参加資格審査申請書（様式 1）により証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 申請書は、直接提出すること。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和元年7月19日（金）までに、書面により通知する。
- (4) 申請書の作成
 - ア 別添6「入札参加資格審査申請書作成要領」に準拠して作成すること。
 - イ 別添1「機器性能条件表」に示す性能条件を満たしていることを示すこと。
 - ウ 様式4「納入実績表」に、日本国内におけるシステムの納入実績を示すこと。
 - エ 以下により適切な保守サービスの体制が取れることを示すこと。
 - (ア) 機器の設置場所へ概ね1時間以内に到達できること。
 - (イ) 機器及びソフトウェアに係る保守窓口は1箇所に統一できること。
 - オ 上記アからエの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。
- (5) 申請書の受付
 - ア 受付期間
令和元年7月5日（金）から7月17日（水）までの執務時間中
 - イ 受付場所
愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課製造指導係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2392
- (6) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。
製造の請負等申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号：089-912-2156
- (7) その他
 - ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書は返却しない。
 - ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和元年7月24日（金）までに3（5）イに掲げる場所に直接提出すること。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和元年7月30日（火）までに、書面により行う。

5 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別紙の仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、3(5)イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、見積仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) この入札は紙入札を行うものとする。入札参加者又はその代理人は、様式6による入札書を直接提出しなければならない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 調達する物品の品目名等
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、物品の搬入設置調整費、初期設定費、教育費、撤去費、保守料及びデータ移行費を含めた月額借入金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、見積仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

(14) 入札書の提出先および受領期限

ア 提出先

3 (5) イに掲げる場所

イ 受領期限

令和元年7月26日(金)午前11時

6 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和元年7月26日(金)午前11時

愛媛県庁第二別館 1階保健福祉部会議室

(2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)を除き、上記以外の者は入室できない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状(様式7)を提出しなければならない。

(5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

(7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。入札回数3回で落札しない場合は、2回を限度として見積書(様式8)に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

7 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 供給物品名及び入札金額のない入札書

(3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)

(5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書

(6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(7) 入札金額を訂正した入札書

- (8) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添 5 「貸借契約書（案）」のとおり。ただし、貸借契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方、契約物品の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

1 0 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添 7 「入札(契約)保証金について」参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

1 1 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添 7 「入札(契約)保証金について」参照)
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

1 2 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、3 (5) イに掲げるとおり。